

役員などの報酬に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は社会福祉法人旭愛育会（以下「会」という。）の役員等の報酬等支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用対象者)

第2条 この規定の適用をうける役員などの範囲は会の評議員、理事及び監事の職にあつて、非常勤者とし、理事で施設長の職務を兼務するときは、この規定の対象としない。但し、旅費に関する事項はこの限りではない。

(報酬)

第3条 会の役員等が、会の運営に関する事項について協議するために理事長が招集した会議等に出席したときは、その報酬として1日につき3,000円の額を支給するものとする。

2 理事長については、経営に関する事項で、会が経営する保育園に登園等その業務に対して一ヶ月につき別に30,000円の額を支給するものとする。

3 この報酬の支払いは、原則としてその都度現金で支払うものとする。

(旅費)

第4条 会の役員等が会の用務で出張したときは、職員の「旅費規程」に定める基準により旅費を支給する。

附 則

この規定は平成29年4月1日から施行する。